答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は,本件異議申立ての対象となった個人情報を,別表1のとおり 開示すべきであるが,その他の部分については非開示が妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は,個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し,平成14年1月7日付けで「平成11年4月頃,県教委が父母教師会よりA教諭について事情聴取した文書等一切」について,自己情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は,本件開示請求に対応する個人情報を含む行政文書として,次のもの (以下「本件行政文書」という。)を特定した。
 - (1) B校PTA事情調査記録
 - (2) (1)の録音テープ

その上で,本件行政文書について,部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い,開示をしない理由を次のとおり付して,平成14年1月18日,異議申立人に通知した。

イ 条例第14条第4項第3号に該当する

「当該文書の中には、開示請求をした者以外の個人の児童生徒及び保護者や他の教職員に関する情報が含まれており、開示することにより、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがある。」

口 条例第14条第4項第7号に該当する

「当該文書は,長期特別研修の認定に関わる資料の一つであり,当該事務事業の意思形成に関わるものである。これを開示することにより,当該事務事業及び将来の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると同時に,この情報

が最終的な意思決定に至る過程のものであるとの誤解を請求者本人に与えるおそれがある。」

八 条例第14条第4項第8号に該当する。

「当該文書は,町民等から宮城県教育委員会に提出された『意見書』を基に教職員課が対応したことの記録であり,請求者本人への開示を前提に作成されたものではない。学校教育は,県教育委員会,市町村等教育委員会,そして教職員の誠実な職務遂行と保護者等の信頼関係と連携協力の下に行われており,当該文書を全面的に開示することになれば,同団体等がその判断等を県教育委員会に自由に表明する権利に支障を与えるとともに,県教育委員会との信頼関係が損なわれ,教育現場に無用の混乱を生じ,学校運営の円滑な執行に支障を生ずるおそれがある。」

二 録音テープの分離開示は不可能であるため非開示とする。

「当該文書において第3号,第7号及び第8号該当として非開示とした部分を 録音テープの中で分離して開示することは物理的に困難である。さらに,発言者 の声紋が記録されており,開示によって声紋から特定の個人が識別されることと なり,県職員以外の氏名を非開示とした保護利益が害されるおそれがある。」

3 異議申立人は,平成14年2月10日,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第 6条の規定により,本件処分を不服として,実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は,本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び宮城県個人情報審査会(以下「審査会」という。) における意見陳述で説明している内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

(1) 条例第14条第4項第3号該当性について

発言者が個人の基本的人権に配慮して発言しているならば,本件行政文書を公開したとしても,当該個人の権利利益が侵害される可能性はない。

(2) 条例第14条第4項第7号該当性について

実施機関は,本件行政文書を長期特別研修を認定する際の資料の一つとしたとしているが,長期特別研修に係る要綱は平成12年3月に決裁されたものであり,平成11年4月に録取された本件行政文書を長期特別研修の資料とするのは不適当である。よって,本件行政文書は長期特別研修に係る意思形成過程の文書にはあたらないと考える。

(3) 条例第14条第4項第8号該当性について

実施機関は,本件行政文書を請求者本人への開示を前提に作成されたものではなく,開示すればその判断等を県教育委員会に自由に表明する権利に支障を与えるとともに県教育委員会との信頼関係が損なわれるとする。表現の自由の範囲内で自由に意見を言えることが,住民と県教育委員会のより強い信頼関係を構築すると考えるが,本件に関しては,他人の基本的人権を侵害しており,表現の自由を享受できない。

(4) 手続規定等違反について

- イ 本件行政文書は,請求人のプライバシーに触れており,他人の個人情報の取扱いに当たって権利利益を侵害することのないようにしなければならないとしている条例第6条に違反している。
- 口 本件行政文書は,長期特別研修の資料とする目的を明示せずに収集されたものであり,個人情報の利用目的の明示を規定した条例第8条第1項に違反している。
- ハ 実施機関は,相手方からのみ情報を収集しているが,本人から直接情報を収集しなかったのは公正を失しており,個人情報の適法かつ公正な手段による収集を定めた条例第8条第2項に違反している。
- 二 実施機関は,伝聞による情報を数多く収集しており,個人情報の直接収集の原則を定めた条例第8条第3項に違反している。
- ホ 本件行政文書を長期特別研修の判断資料とすることは,個人情報の目的外利 用の禁止を定めた条例第9条に違反している。

なお,条例第9条第6号に「同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機

関,実施機関以外の県の機関,国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で,事務に必要な限度で使用し,かつ,使用することに相当な理由があると認められるとき。」との例外規定があるが,「個人情報保護事務の手引」内の解釈においては,「相当な理由」ケースとして,広報資料の送付,会議の案内など実施機関内での利活用が挙げられており,本件はこれらにあたらない。

(5) 長期特別研修の認定について

長期特別研修の認定にあたって,実施機関は,父母教師会からは意見を聴取し,本人からは意見を聴取しなかった。県教育委員会は双方の主張を照らし合わせて公正な判断を行うべきであった。誤りのある事実認定に基づき長期特別研修を命じられたのでは納得できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると, おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

町民等から宮城県教育委員会に提出された意見書に基づき, B 校の実情を把握するために, 教職員課職員が事情調査した内容を, 録音テープに基づき作成したものである。

2 条例第14条第4項第3号該当性について

本件行政文書には,開示請求をした者以外の個人の児童生徒,保護者及び他の教職員に関する情報が含まれており,開示することにより,当該個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

3 条例第14条第4項第7号該当性について

本件行政文書は,平成12年度から開始された長期特別研修の認定に関わる資料の一つであり,当該事務事業の意思形成に関わるものである。これを開示することにより,この情報が最終的な意思決定に至る過程のものであるとの誤解を請求者本人に与えるおそれがあり,長期特別研修事業,あるいは将来の事務事業に係る意思形

成に支障が生じるおそれがある。

4 条例第14条第4項第8号該当性について

本件行政文書は、町民等から実施機関に提出された「意見書」を基に教職員課が対応したことの記録であり、請求者本人への開示を前提に作成されたものではない。学校教育は、実施機関、市町村等教育委員会、及び教職員による誠実な職務執行と保護者等との信頼関係及び連携協力の下に行われており、そういった点からすれば、教育行政の円滑な執行のためには、住民等との意見交換といった情報収集は不可欠である。当該文書を全面的に開示することになれば、住民等が自らの意見、判断等が開示されることについて抵抗を感じ、萎縮することにより、その意見等を実施機関に自由に表明する権利の行使に支障を生じるとともに、実施機関と住民等との信頼関係が損なわれ、教育現場に無用の混乱を生じ、学校運営、教育行政の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

5 録音テープの分離開示は不可能であるため, 非開示としたことについて

当該文書において第3号,第7号及び第8号該当として非開示とした部分を録音 テープの中で分離して開示することは,物理的に困難である。また,録音テープに は,発言者の声紋が記録されており,開示によって声そのものから特定の個人が識 別されることとなり,県職員以外の氏名を非開示とした保護利益が害されるおそれ がある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり,自己情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は,この原則開示の理念に立って,条例を解釈し,以下判断するものである。

2 本件行政文書の性格等について

本件行政文書は、A教諭について、B校父母教師会から実施機関へ意見書が提出されたことに伴い、実施機関がB校父母教師会に事情聴取を行った際の記録である。実施機関が主張しているとおり、教育行政の円滑な執行のためには、住民等との意見交換といった情報収集は不可欠であり、これに伴う個人情報の収集については、条例第8条第3項第7号に基づく平成9年3月27日付け答申甲第2号においても認めているとおり、当該事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるときは是認されるべき性質のものである。本件事情聴取については特に不当な手段により行われたものとは認められず、条例第8条各項に違反するものとは認められない。また、本件行政文書が長期特別研修教員を認定する検討委員会の資料の一つとされたとしても、直ちに条例第9条に規定する個人情報の目的外利用に該当するものではなく、本件に関していえば、同条第6号「事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由がある」と認められる。

3 条例第14条第4項第3号該当性について

条例第14条第4項第3号は、「開示請求をした者以外の個人の個人に関する情報が含まれているとき。ただし、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれのないときを除く。」と規定している。これは、開示請求者の個人情報と開示請求者以外の個人(以下「第三者」という。)の情報とが混在し、複数の当事者の個人情報が相互に関わり合っているような場合で、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるときは非開示として保護することとしたものである。同号に規定する「個人の権利利益」は、個人のプライバシーから社会生活上の利益そして経済的利益に至る幅広いものである。

実施機関は,開示請求をした者以外の個人,例えば児童生徒,保護者及び他の教職員等に関する情報を同号該当として非開示としている。ただし,発言者の氏名については同号該当とはしていない。

これらのうち児童生徒が特定されうる部分や,A教諭以外の教職員が特定されうる情報で公務以外の部分については,公開することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められる。それ以外の同号該当とした部分については,個人に関する情報ではあるものの,公開することにより当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められず,これ

らは開示すべきである。

4 条例第14条第4項第7号該当性について

条例第14条第4項第7号は,「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは県の機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議,検討,調査,研究等に関する情報であって,開示することにより,当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるとき」は当該個人情報を開示しない旨規定している。これは,開示することにより県又は国の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれのある情報については開示しないことを定めたものである。

実施機関は,意思形成過程において調査,収集した資料が公開されることにより, 長期特別研修等の事務事業,又は同種の事務事業に支障が生じると主張する。しか し,平成12年度における長期特別研修の対象となる教員の決定は終了しているため, 当該事務事業に係る最終的な意思形成は既に終了している。また,本件行政文書に ついて一部を開示したとしても,将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生 じるおそれがあるとまでは言えない。

以上のことから,条例第14条第4項第7号を非開示理由とすることは適当ではない。

5 条例第14条第4項第8号該当性について

条例第14条第4項第8号は,「県の機関又は国等の機関が行う検査,監査,取締り,争訟,交渉,渉外,入札その他の事務事業に関する情報であって,当該事務事業の性質上,開示することにより,当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり,又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるとき」,当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

実施機関は,本件行政文書を全面的に開示することになれば,住民等が自らの意見,判断等が開示されることについて抵抗を感じ,萎縮することで,その意見等を実施機関に自由に表明する権利に支障を与えるとともに,実施機関と住民等との信頼関係が損なわれ,教育現場に無用の混乱を生じ,学校運営,教育行政の円滑な執行に支障を生じるおそれがあるものと主張する。本件行政文書の作成に当たって行

われた事情聴取の類は,通常発言内容の非公開を暗黙の前提として行われているものであり,これらは内容を全面的に公開すると一般に事情聴取に応じる者(以下「情報提供者」という。)の意識を萎縮させ,今後の同種の事情聴取において教育行政及び学校運営の遂行上必要な情報が得られなくなる可能性は十分に考えられ,当審査会の平成14年8月5日付け答申乙第4号においても認めているところである。ただし,本件処分において実施機関が本件行政文書の一部を開示していることからも明らかなように,記載されている情報の質によっては本号に該当しない部分もありうる。本件行政文書に記載されている情報のうち実施機関が本号に該当するとしている情報は多岐にわたるため,以下で類型ごとに整理して検討するものとする。

イ 本件行政文書に記載されている情報について

本件行政文書に記載されている情報のうち,実施機関が本号に該当するとして いる情報を発言者及び情報の質ごとに分類すると,以下のとおりである。

- (イ) B校PTA役員の氏名
- (D) B校PTA役員の発言内容等
- (川) B校を所管する市町村教委(以下「C教委」という。)の教育長及びB校 校長の氏名
- (二) C 教委の教育長及び B 校校長の発言内容
- (ホ) 実施機関の職員の発言内容

ロ B校PTA役員の氏名

PTA役員は任意団体の役員であり、本件事情聴取に応じるべき義務は持たない。それに対して応じることは任意の情報提供と変わるところはなく、通常は上述のとおり非公開を前提として意見を述べているものと考えられる。B校PTA役員の氏名は開示されることにより、情報提供者の意識を萎縮させ、今後の同様の立場にある情報提供者からの同様の事情聴取が難しくなる可能性は大きく、本号に該当するものとして非開示とすることが適当である。

八 B校PTA役員の発言内容等

上記口のとおり,本件の任意の事情聴取に応じている情報提供者はPTAという任意団体の役員であり,非公開を前提として情報提供活動を行っているものと

認められる。したがって、基本的にこれを開示すると、A教諭の行動を当局に提供したことが本人に知れたとの意識を情報提供者に生じさせ、情報提供者の意識を萎縮させるため、今後の同様の立場にある情報提供者からの同様の事情聴取が難しくなる可能性は大きく、本号に該当するものとして非開示とすることが適当である。ただし、情報提供者が意見を述べている中で、直接にはA教諭の行動を含まない背景的事実(客観的制度説明等)に触れている部分があり、これらの部分については開示したとしても情報提供者の意識を萎縮させることはなく、本号には該当しないものとして開示することが適当である。

二 C教委の教育長及びB校校長の氏名

PTA役員のような任意団体の役員とは異なり,教育長及び校長は公務員であり,かつ,職務遂行上の行為として本件事情聴取に応じている。特に教育長及び校長は,組織の管理監督者として当然の情報提供行為を行っているのであり,氏名を開示したとしても特に今後の職務遂行に支障を来すものではない。したがって,これらの部分については開示したとしても情報提供者の意識を萎縮させることはなく,本号には該当しないものとして開示することが適当である。

ホ C教委の教育長及びB校校長の発言内容

上記二のとおり、教育長及び校長という組織の管理監督者として当然の情報提供行為を行っているものであり、また、部下の権利利益に責任を持つ者として説明責任を負う立場にもあるのであるから、基本的にはその発言内容を開示したとしても、これらの者が今後萎縮して情報提供を行わなくなり、実施機関の事務事業に支障を来すおそれはないものと認められる。ただし、例外的に以下の場合は非開示とすることが適当である。

- (1) 発言に,情報提供者以外の第三者に関する情報又は情報提供者以外の第三者 から得た情報が含まれている場合には,情報提供者が当該第三者から情報を得 られなくなる可能性があり,もって実施機関において必要な情報を収集できな くなるおそれがあるものと認められる場合
- (ロ) 開示することが実施機関と情報提供者との信頼関係を損なうに至るおそれが あると明らかに認められる情報が含まれており,開示することにより公的組織 間においても今後の情報交換に支障が生じる場合

へ 実施機関の職員の発言内容

上記二及びホと同様に、実施機関の職員は教職員を管理監督する者として当然の職務上の行為を行っているものであり、また、教職員の権利利益に責任を持つ者として説明責任を負う立場にもあるのであるから、基本的にはその発言内容を開示したとしても、PTAや市町村教委が今後萎縮して情報提供を行わなくなり、実施機関の事務事業に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

ただし、上記ホと同様に、以下の場合には非開示とすることが適当である。

- (1) 発言に実施機関以外の第三者に関する情報又は実施機関以外の第三者から得た情報が含まれている場合には、実施機関が当該第三者から情報を得られなくなる可能性があり、もって実施機関において必要な情報を収集できなくなるおそれがあるものと認められる場合
- (I) 開示することが実施機関と情報提供者との信頼関係を損なうに至るおそれが あると明らかに認められる情報が含まれており、開示することにより公的組織 間においても今後の情報交換に支障が生じる場合

6 録音テープの部分開示について

条例第14条第5項は,開示部分と非開示部分がある場合に,「これらの部分を容易に,かつ,開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは,同項各号のいずれかに該当する個人情報に係る部分を除いて,開示しなければならない。」と規定している。

上記3及び5のとおり,実施機関が非開示とした部分については妥当な部分もあるが,これと開示すべき部分を分離することは技術的にも困難であり,容易ではない。よって,本件行政文書のうち録音テープの開示にあたっては本項に規定する部分開示は行わないものとしてもやむを得ないものと認められる。

7 結論

以上1から6までを踏まえ,実施機関が非開示とした部分について審査会が行った判断は,別表1のとおりである。

第6 審査会の経過

当審査会における審議経過は,別表2のとおりである。

別表1 実施機関の判断に対する審査会の判断(本件行政文書(1)について)

ペー	本件行政文書のうち実施	実施機関の判断							審査会の判断	
リリジ	機関が非開示とした部分			非 3号	開示条 7号		結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)	
1	6 行目11文字目及び12文 字目	2.2	75	0.75	2.2	75	0.75	非開示		第5 - 5 - 口
	- 1 6 行目16文字目及び17文 字目							非開示		第5-5-口
	6 行目22文字目及び23文 字目							非開示		第5-5-口
								非開示		第5-5-口
								非開示		第5-5-口
	8 行目 5 文字目から 7 文 字目まで							開示		第5-5-二
	8 行目19文字目及び20文 字目							開示		第5-5-二
	15行目17文字目から26文 字目まで							開示		第5-5-ヘ
	16行目 4 文字目から17文 字目まで							開示		第5-5-ヘ
	16行目22文字目から28文 字目まで							開示		第5-5-ヘ
	21行目16文字目から25行 目行末まで							開示		第5 - 4 第5 - 5 - ヘ
2	1 行目 2 文字目及び 3 文字目							非開示		第5-5-口
	2 行目行頭から 8 行目行 末まで							部分開示	2 行目24文字目から34文字 目まで	第5-5-八
	11行目37文字目から15行 目行末まで							非開示		第5-5-八
	17行目15文字目から18行 目29文字目まで							非開示		第5-5-八
	20行目 6 文字目から24文 字目まで							開示		第5-3 第5-5-八
	21行目15文字目から24行 目行末まで							非開示		第5-3 第5-5-八
	25行目行頭から26行目 2 文字目まで							開示		第5-5-八
	26行目24文字目から27行 目30文字目まで							部分開示	26行目24文字目から27行目 18文字目まで	第5-5-八
	30行目行頭から14文字目 まで							非開示		第5-5-八
	33行目 2 文字目から36行 目 1 文字目まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	38行目11文字目から26文 字目まで							開示		第5-5-八
	40行目 7 文字目から行末 まで							非開示		第5-5-八
3	1 行目 5 文字目から 8 文 字目まで							開示		第5-5-八
	2 行目 6 文字目及び 7 文 字目							非開示		第5-5-八

ペ	ナルにひかまのこと中体	実施機関の判断						審査会の判断		
リジ	本件行政文書のうち実施 機関が非開示とした部分		開示条		非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
	4 行目 2 文字目から 8 行 目行末まで	3号	7号	8号	3号	7号	8号	部分開示	4行目4文字目から22文字目まで及び5行目21文字目	第5 - 5 - 口第5 - 5 - 八
	9 行目行頭から11行目行 末まで							部分開示	から28文字目まで 9 行目行頭から16文字目ま で	第5-5-八
								部分開示	12行目行頭から17文字目ま で及び13行目11文字目から 17行目18文字目まで	第5-5-八
	19行目行頭から21行目行 末まで							部分開示	19行目行頭から32文字目ま で	第5-5-八
	22行目 2 文字目から23行 目行末まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	24行目 2 文字目から26行 目行末まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	27行目 2 文字目から30行 目行末まで							部分開示	27行目 4 文字目から28行目 18文字目まで	第5-5-口 第5-5-八
	31行目 2 文字目から40行 目行末まで							部分開示	33行目 3 文字目から34行目 28文字目まで及び39行目行 頭から40行目行末まで	第5-5-口 第5-5-八
4	2 行目 2 文字目及び 3 文字目							非開示		第5-5-口
	4 行目 9 文字目から12文 字目まで							非開示		第5-5-口
	6 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	8 行目 2 文字目から13行 目行末まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	15行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	20行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	23行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	26行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	30行目 2 文字目から15文 字目まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	31行目 7 文字目から26文 字目まで							非開示		第5-5-八
	32行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	32行目23文字目から27文 字目まで							非開示		第5-5-八
	33行目 2 文字目から34行 目行末まで							開示		第5-5-二 第5-5-ホ
	35行目 2 文字目から37行 目行未まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	38行目 4 文字目から39行 目33文字目まで							開示		第5-5-ヘ
5	2 行目 2 文字目から 9 文 字目まで							部分開示	2 行目 4 文字目から 9 文字 目まで	第5-5-口 第5-5-八
	3 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	3 行目15文字目から23文 字目まで							開示		第5-5-八

ペ	ナルにひさまのミナウが	実施	機関の	判断					審査会の判断		
ı	本件行政文書のうち実施 機関が非開示とした部分	非	開示条	項	非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠	
ジ	MINIO O TOTAL	3号	7号	8号	3号	7号	8 号	저그 미배	州が向り	(答申の該当部分)	
	7 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	11行目 4 文字目から15文 字目まで							開示		第5-5-へ	
	13行目 2 文字目から28文 字目まで							部分開示	13行目 4 文字目から28文字 目まで	第5-5-八	
	14行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	15行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	19行目 2 文字目から24行 目行末まで							開示		第5-3 第5-5-二 第5-5-ホ	
	25行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	32行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	36行目 2 文字目から39行 目行末まで							部分開示	36行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5-5-二 第5-5-ホ	
6	1 行目行頭から行末まで							非開示		第5-5-ホ	
	2 行目行頭から18行目行 末まで							非開示		第5-3 第5-5-ホ	
	19行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	21行目13文字目から16文 字目まで							開示		第5-3	
	25行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	29行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	30行目 7 文字目							開示		第5-3	
	31行目 5 文字目及び 6 文 字目							開示		第5-5-二	
	32行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二	
	34行目29文字目							開示		第5-3	
	35行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二	
	35行目21文字目							開示		第5-3	
	36行目 2 文字目から38行 目行末まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八	
7	1 行目 4 文字目から15文 字目まで							非開示		第5-3	
	3 行目 2 文字目から16文 字目まで							非開示		第5-3 第5-5-口	
	5 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口	
	5 行目 9 文字目から13文 字目まで							非開示		第5-3	
							4.4				

ペ	本件に功立書のこと実施	実施機関の判断						審査会の判断		
リジ	本件行政文書のうち実施 機関が非開示とした部分		開示条			開示条		結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
	7 行目 2 文字目から 8 行 目 3 文字目まで	3号	7号	8号	3号	7号	8号	部分開示	7 行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5 - 3 第5 - 5 - 二
	11行目17文字目から13行 目行末まで							非開示	16.0	第5-5-ホ
	15行目 2 文字目から38行目行末まで							部分開示	 15行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5-5-二第5-5-ホ
8	2 行目 2 文字目及び 3 文字目							開示	1000	第5-5-二
	3 行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	4 行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二
	6 行目行頭から 9 行目行 末まで							開示		第5-5-ホ
	11行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二
	12行目 2 文字目から19行 目行末まで							部分開示	12行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5-5-二 第5-5-ホ
	22行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	24行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	27行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二
	28行目 2 文字目から40行 目行末まで							部分開示		第5-3 第5-5-二 第5-5-ホ
9	1 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	2 行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	3 行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	5 行目29文字目から 6 行 目行末まで							部分開示	5 行目29文字目から 6 行目 10文字目まで	第5-5-八
	7 行目 2 文字目から14文 字目まで							非開示		第5-5-八
	8 行目 2 文字目から14行 目行末まで							部分開示	8 行目 2 文字目から 4 文字 目まで及び14行目行頭から 行末まで	第5-5-二 第5-5-ホ
	15行目 2 文字目から18行 目行末まで							非開示		第5-5-口 第5-5-八
	22行目 2 文字目から24行 目行末まで							部分開示	22行目 4 文字目から行末ま で	第5-5-口 第5-5-八
	25行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	27行目 2 文字目から12文 字目まで							非開示		第5-5-八
	28行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	30行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	32行目 4 文字目及び 5 文 字目							開示		第5-3

ペ	1 // (== 1) = = = 1 / (== 1)	実施	実施機関の判断					審査会の判断		
ヺ	本件行政文書のうち実施 機関が非開示とした部分	-	開示条			開示条		結論	開示部分	判断の根拠
ン		3号	7号	8号	3号	7号	8号	774 4110	1213 141. 23	(答申の該当部分)
	33行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	35行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	36行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
10	4 行目 2 文字目及び 3 文字目							非開示		第5-5-口
	7 行目 2 文字目から 8 行 目行末まで							非開示		第5-3 第5-5-口 第5-5-八
	9 行目 2 文字目から13行 目行末まで							部分開示	9 行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5-5-二 第5-5-ホ
	14行目 2 文字目及び 3 文 字目							非開示		第5-5-口
	14行目33文字目から21行 目行末まで							非開示		第5-5-八
	23行目 2 文字目及び 3 文 字目							開示		第5-5-二
	24行目 8 文字目から29行 目行末まで							部分開示	24行目 8 文字目から27行目 11文字目まで	第5-5-二 第5-5-ホ
	30行目23文字目から36行 目行末まで							開示		第5-5-ホ
	37行目 2 文字目から 4 文 字目まで							開示		第5-5-二
	38行目11文字目から39行 目行末まで							開示		第5-5-ホ
11	1 行目 3 文字目から 2 行 目行末まで							開示		第5-5-ヘ
	3 行目 2 文字目から14行 目行末まで							部分開示		第5-3 第5-5-二 第5-5-ホ
	15行目 2 文字目から34行 目行末まで							開示		第5-5-二第5-5-ホ
	35行目 2 文字目から38行 目行末まで							部分開示	35行目 2 文字目から 4 文字 目まで	第5-3 第5-5-二 第5-5-ホ
12	3 行目19文字目から13行 目行末まで							非開示		第5-4 第5-5-ヘ
	14行目 3 文字目から 5 文 字目まで							開示		第5-5-ヘ
	14行目 9 文字目及び10文 字目							開示		第5-5-ヘ

(注1)

〉別表1に示した 行目とは,文字が記載されている行を一番上から1行目として,順次数え上げたものである。ただし,空白行及び記号のみの行については数え上げていない。(注2)

↑ 別表 1 に示した 文字目とは,1 行中に記録された文字を左詰めにした場合,一番左の文字から 1 文字目とし,順次数え上げたものである。なお,句読点,文頭の記号等及び括弧はそれぞれ 1 文字とみなしている。文頭及び文中の空白は 1 文字とはみなしていない。

別表 2

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
14 . 5 . 1	〇 諮問を受けた。(諮問乙第5号)
14 . 6 . 17	〇 異議申立人から意見書を受理した。
14.7.1 (第50回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14.8.5 (第51回審査会)	〇 実施機関から非開示理由等を聴取した。
14.9.4 (第52回審査会)	〇 異議申立人から意見等を聴取した。
14 . 10 . 15 (第53回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 11 . 13 (第54回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 12 . 20 (第56回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 2 . 6 (第58回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15.3.11 (第59回審査会)	〇 事案の審議を行った。
15 . 4 . 18 (第60回審査会)	○ 事案の審議を行った。
15 . 5 . 12 (第61回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成15年6月4日現在)

氏	名	現職	備考
阿部	順一子	仙台YMCA国際ホテル専門学校講師	
井。坂	まさひる 宏	東北学院大学法学部講師	
成瀬	幸典	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
馬場	는 亨	弁護士	会長
おらまっ 村 松	敦 子	弁護士	

(五十音順)